自動振替で賢く貯める！

給与振込定期積金

5年 1.80%（税引後 年1.434%）

4年 1.70%（税引後 年1.354%）

3年 1.60%（税引後 年1.274%）

あいしんLINE

あいしんHP

ご利用いただける方	当金庫の口座を給与振込口座にご指定いただいている個人の方に限ります。
契約期間	●3年（36回）　●4年（48回）　●5年（60回）
預入方式	●預入方法…給与振込口座からの自動振替のみの取り扱いに限ります。初回のみ現金もしくは払い出し請求書が必要です。2回目以降は自動振替となります。掛金のまとめ掛けはできません。 ●預入金額…5,000円以上（1,000円単位）
払戻方法	満期日以降に一括してお支払いします。
給付補填金	●適用金利／3年（1.60%（税引後1,274%））、4年（税引後1.70%（1.354%））、5年（1.80%（税引後1.434%）） ●支払方法／給付補填金は満期日以降に一括してお支払いいたします。 ●計算方法／付利単位を100円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税　金	平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受け取りになる給付補填金等には「復興特別所得税」が課税されますので20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
中途解約	満期日前に解約する場合は、次の①、②の中途解約利率により計算した給付補填金とともにお支払いいたします。 ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合、解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合、約定利回り×60%（ただし、解約日の普通預金利率を下限とする）
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または業務統括部（9時～17時、電話：0120-113-003）にお申し出ください。
紛争処理措置	愛知県弁護士会（☎052-203-1777）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用をご希望されるお客様は、当金庫営業日に上記業務統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
その他	●預入が遅延した場合には満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定利回り（1年を365日とする日割計算）の場合による遅延利息をいただきます。 ●満期金の支払いは満期日が当金庫休業日の場合、翌営業日となります。 ●預金保険制度の対象となる預金です。

●中区　本店営業部 052-951-9441
　西大須支店 052-231-3135
●熱田区　金山支店 052-671-2191
　六番町支店 052-681-0211
●北区　黒川支店 052-991-4186
●千種区　大久手支店 052-731-6126
●天白区　天白支店 052-832-6331
　島田支店 052-801-7251
　植田支店 052-804-1671
●中川区　中川支店 052-361-3611
●中村区　中村支店 052-451-8356
●西区　山田支店 052-502-4301
●瑞穂区　堀田支店 052-871-4151
●緑区　大高支店 052-623-7781
●港区　港支店 052-383-7722
●名東区　猪子石支店 052-775-1171
●あま市　七宝支店 052-441-1101
●豊明市　豊明支店 0562-92-0611
　桶狭間支店 0562-97-7521
●日進市　日進支店 0561-72-7301

当金庫は個人情報の保護に関する法律及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他関係法令等を遵守し、機密性・正確性の確保に努めます。　2026.10.1現在